

大口町告示第87号

大口町国宝松江城マラソン補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年9月30日

大口町長 鈴木雅博

大口町国宝松江城マラソン補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛知県丹羽郡大口町と島根県松江市との姉妹都市交流事業の一環として、島根県松江市にて開催される「国宝松江城マラソン」（以下「大会」という。）への参加料について予算の範囲内において補助金を交付することにより、スポーツを通じた民間交流の促進に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象者は、第4条に規定する交付申請の属する年度に開催された大会に、町が参加を募集した期間内に応募した上で参加し、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく住民基本台帳に記録されている者
- (2) 町内の事業所に勤務している者
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく町内の学校に在学している者

(補助対象額)

第3条 補助対象額は、大会主催者が定める参加料とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大口町国宝松江城マラソン補助金交付申請書兼請求書（様式第1）（以下「申請書」という。）に、大会へ参加したことを確認できる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(交付決定)

第5条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、大口町国宝松江城マラソン補助金交付決定通知書（様式第2）（以下「通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

(補助金交付)

第6条 町長は、通知書により通知をした日から起算して30日以内に、申請者から指定された金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

(補助金の返還)

第7条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により交付決定を受けたと認められるときは、大口町国宝松江城マラソン補助金交付決定取消通知書(様式第3)により、補助金の交付決定を取り消し、交付した補助金の全部または一部の返還を求めるものとする。

(危険負担)

第8条 この要綱により補助を受けた大会への出場によりに生じた事故等による損害について、大口町は一切その責を負わない。

(その他必要事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1 (第4条関係)

大口町国宝松江城マラソン補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

大口町長 様

大口町国宝松江城マラソン補助金交付要綱 (以下「要綱」という。) 第4条の規定により下記1のとおり申請します。

また、町より要綱第5条の規定に基づく交付決定がなされたときは、下記2の口座への振込を請求します。

記

1 交付申請内容

フリガナ			
氏名			
住所	〒		
電話番号		メールアドレス	
勤務先 (在勤者のみ)		学校名 (在学者のみ)	
交付申請金額		円	

2 口座情報

フリガナ							
口座名義人氏名							
金融機関名	(銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協・他 ())						
支店名	(支店 ・ 出張所)						
口座の種別	普通・当座	口座番号					

様式第2（第5条関係）

大口町国宝松江城マラソン補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長



年 月 日付けで申請のありました交付申請については、下記のとおり
交付を決定しましたので、大口町国宝松江城マラソン補助金交付要綱第5条の規定により
通知します。

記

1 補助金交付決定額

円

様式第3（第7条関係）

大口町国宝松江城マラソン補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長



年 月 日付け 第 号により通知しました交付決定について、下記の理由により取消しすることといたしましたので通知します。

記

- 1 既交付決定額 円
- 2 取消理由
- 3 その他